

参考資料

《光市高齢者保健福祉計画等策定市民協議会開催状況》

第1回 平成23年7月28日

- ・光市高齢者保健福祉計画及び第5期介護保険事業計画の策定方針について
- ・計画策定スケジュールについて

第2回 平成23年12月22日

- ・光市高齢者保健福祉計画及び第5期介護保険事業計画（中間報告）について

第3回 平成24年3月8日

- ・光市高齢者保健福祉計画及び第5期介護保険事業計画（案）について

《日常生活圏域ニーズ調査》

調査対象：市内に在住の65歳以上の高齢者1,500人

（要支援・要介護認定を受けていない方または要介護2以下の方）

抽出方法：無作為抽出法（年齢、性別、地区のバランスを考慮）

調査方法：郵送によるアンケートの配布・回収

調査期間：平成23年1月17日～平成23年1月28日

回答者：1,331人

回答率：88.7%

《パブリックコメント》

案件名：光市高齢者保健福祉計画及び第5期介護保険事業計画（素案）に対する意見

募集期間：平成24年1月12日～平成24年2月10日

提出件数：1件

《光市高齢者保健福祉計画等策定市民協議会設置要綱》

(設置)

第1条 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8に規定する老人福祉計画並びに介護保険法（平成9年法律第123号）第117条に規定する介護保険事業計画並びに老人保健施策に係る計画の策定及び推進について、広く市民の意見を反映するため、光市高齢者保健福祉計画等策定市民協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 協議会は、委員20人以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験者、保健・医療・福祉団体等関係者、介護保険被保険者の代表者、サービス利用関係者及びその他関係団体関係者のうちから市長が委嘱する。

(会長)

第3条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名した委員が会長の職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議は以下（「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会議の議長は、会長をもって充てる。
- 3 会長は、必要に応じて、関係職員に会議への出席を求めて、その意見を聴くことができる。

(委員の任期)

第5条 協議会の委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、福祉保健部高齢者支援課において処理する。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営その他必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成17年8月1日から施行する。

(会議の招集の特例)

- 2 この告示の施行後、協議会の最初の会議は、市長が招集する。

(任期の特例)

- 3 第5条の規定にかかわらず、最初の委員の任期は、平成20年3月31日までとする。

附 則（平成21年告示第32号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年告示第45号）

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

《光市高齢者保健福祉計画等策定市民協議会委員名簿》

区 分	氏 名	役 職
学 識 経 験 者	松 村 寿 太 郎	光市医師会会長
	藤 本 茂 樹	光市歯科医師会会長
	藤 井 正 彦	聖光高等学校社会福祉専門科教諭
保 健 ・ 医 療 ・ 福 祉 団 体 等 関 係 者	西 川 公 博	光市社会福祉協議会会長
	池 田 芳 晴	光市民生委員児童委員協議会会長
	上 田 博 幸	光市ボランティア連絡協議会会長
	内 藤 勲 敏	光富士白苑施設長
	横 山 宏	しまた川苑施設長
	鬼 木 泰 子	光市介護支援専門員連絡協議会会長
	鶴 岡 妙 子	光市介護相談員
	天 野 加 代 子	光市食生活改善推進協議会会長
	大 庭 眞 理 子	訪問看護ステーション光管理者
介 護 保 険 被 保 険 者 の 代 表 者	増 本 佳 治	光市老人クラブ連合会会長
	吉 村 孝 宏	光地区労働者福祉協議会会長
サ ー ビ ス 利 用 者 関 係	宮 崎 盈 行	光市障害者福祉推進連絡協議会代表
	山 下 悦 子	光市認知症を支える会の代表
そ の 他 団 体 者 関 係	植 村 芳 弘	虹ヶ浜連合自主防災クラブ会長
	小 林 富 江	光市連合婦人会会長
	山 根 恒 憲	光市シルバー人材センター理事長
	藤 山 雅 己	光商工会議所事務局長